

## 地縁団体の規約の変更について

地方自治法第 260 条の 3 第 1 項において、「構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。」とされています。

地縁団体の規約を変更した場合は、その都度「規約の変更届」の提出が必要です。必要事項を記入し、下記書類を添付の上、提出してください。なお、「規約の目的」を変更した場合は「告示事項変更届書」を提出いただく必要がありますのでお申し出ください。

### 1 添付書類

新しい規約

新旧対照表

(※ない場合は、新しい規約で変更箇所がわかるようにしてください。)

規約の変更を決議した総会等の議事録の写し

### 2 記入上の留意点等

- ・変更後（議事録作成後）、速やかに提出をお願いします。
- ・新旧対照表を添付する場合は「1 変更があった事項」は「別紙のとおり」と記載していただければ結構です。
- ・「2 変更年月日」は、総会等で規約の変更を決議した日を記載してください。